第14　監査報告

（記載上の注意）

法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告の写しを添付すること。

別紙様式第８号(1)（第202条第３項第３号関係）

（略）

目　　次

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

１　計算書類に関する事項

(1)～(5)　（略）

（削る）

(7)・(8)　（略）

２　事業概況書に関する事項

(1)・(2)　（略）

(3)　役員との取引

(4)　（略）

第７～第13　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項

(1)～(6)　（略）

（削る）

第14　監査報告

（記載上の注意）

法第36条第５項の規定に基づき、監事から提出された監査報告（法第37条の２第３項に規定する会計監査人設置組合にあっては、監事から提出された監査報告のほか、会計監査人から提出された会計監査報告）の写しを添付すること。

別紙様式第８号(1)（第202条第３項第３号関係）

（略）

目　　次

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

１　計算書類に関する事項

(1)～(5)　（略）

(7)　役員との取引

(8)・(9)　（略）

２　事業概況書に関する事項

(1)・(2)　（略）

（新設）

(3)　（略）

第７～第13　（略）

（記載上の注意）　（略）

第１～第５　（略）

第６　附属明細書

（略）

１　計算書類に関する事項

(1)～(6)　（略）

(7)　役員との取引　（単位：千円）

役職名・氏名	取引内容及び金額			摘要
	取引の種類	取引金額		
		当期取引額		
		当期首残高		
		当期末残高		
		当期増減（△）額		

（記載上の注意）

１　経営管理委員、理事又は監事との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。